

議第7号議案

性犯罪に関する刑法の改正及び被害者保護施策の拡充等を求める意見書

性犯罪に関する刑法の改正及び被害者保護施策の拡充等を求める意見書を、ふじみ野市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和元年6月20日

提出者 ふじみ野市議会議員

民 部 佳 代

賛成者 ふじみ野市議会議員

小 高 時 男

塚 越 洋 一

伊 藤 美 枝 子

西 和 彦

ふじみ野市議会

議 長 小 林 憲 人 様

性犯罪に関する刑法の改正及び被害者保護施策の拡充等を求める意見書

平成29年に性犯罪に関する刑法の改正が行われ、同年7月に施行されました。当該法改正では、強姦罪を強制性交等罪に名称変更することや懲役下限の引き上げ、非親告罪化など、性的被害者の根絶に向けた法改正となりました。

また、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪を新設し、18歳未満の者に対し、親権者、後見人など法律上の監護権を有する者又は、継続的な保護・監督の関係のある者からの強制性交等は、暴行や脅迫がなくても処罰の対象となりました。

しかし、強制性交等罪の成立には、反抗を著しく困難ならしめる暴行や脅迫などが要件とされ、その立証には高い壁があります。そして、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪においても、教師や雇用主、音楽やスポーツ等の指導者等は監護者とされず、地位や影響力を利用した強制性交等を取り締まることに課題がある状況です。

平成29年に施行された刑法の一部を改正する法律附則第9条には、被害の実情や施行後の状況を勘案した措置について、令和2年を目途に行うことが記されていることから、上記の課題を踏まえ、一地方公共団体だけではなく、国をはじめとした関係機関を挙げての取組が求められます。

よって、政府においては、下記のとおり性犯罪に関する部分について刑法を改正し、及び被害者保護施策を拡充等するよう強く求めます。

記

- 一 強制性交等罪の成立要件の緩和
- 一 監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪に、地位利用し得る者の規定の追加
- 一 性犯罪被害者の保護施策の拡充及び支援金をはじめ被害者支援の拡充
- 一 加害者及び被害者の心理状況調査及び研究の推進
- 一 各関係機関の連携強化

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年6月 日

埼玉県ふじみ野市議会

提出先

内閣総理大臣

法務大臣

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）